

基安安発 1023 第 1 号
基安化発 1023 第 2 号
平成 27 年 10 月 23 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
化学物質対策課長

日本工業規格 A 8 3 4 0 - 7 土工機械—安全—第 7 部：グレーダの要求
事項 外 41 件の確認について(公示)

下記の日本工業規格については、別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり確認がなされ、平成 27 年 10 月 26 日付け官報に公示する予定である。

内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供することとされるので了知されたい。

また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供することとされるので念のため申し添える。

記

1. 確認された日本工業規格

土工機械—安全—第 7 部：グレーダの要求事項	A 8 3 4 0 - 7
基礎工事機械—安全—第 2 部：掘削機の要求事項	A 8 5 0 9 - 2
路面清掃機械の安全要求事項	A 8 5 1 0
除雪機械の安全要求事項	A 8 5 1 1
トラックミキサの安全要求事項	A 8 6 1 4
鋳鉄ボイラー構造	B 8 2 0 3
圧力容器の構造—一般事項	B 8 2 6 5
サドル支持の横置圧力容器	B 8 2 7 8
圧力容器のジャケット	B 8 2 7 9
非円形胴の圧力容器	B 8 2 8 0

圧力容器の急速開閉ふた装置	B 8 2 8 4
圧力容器の溶接施工方法の確認試験	B 8 2 8 5
クレーンワイヤロープの選定—第1部：一般	B 8 8 3 5—1
機械類の安全性—機械類への常設接近手段—第1部：高低差のある2か所間の固定された昇降設備の選択	B 9 7 1 3—1
機械類の安全性—機械類への常設接近手段—第2部：作業用プラットフォーム及び通路	B 9 7 1 3—2
機械類の安全性—機械類への常設接近手段—第3部：階段、段ばしご及び防護さく(柵)	B 9 7 1 3—3
機械類の安全性—機械類への常設接近手段—第4部：固定はしご	B 9 7 1 3—4
機械類の安全性—圧力検知保護装置—第1部：圧力検知マット及び圧力検知フロア的设计及び試験のための一般原則	B 9 7 1 7—1
機械類の安全性—機械の電気装置—第11部：交流1000V又は直流1500Vを超え36kV以下の高電圧装置に対する要求事項	B 9 9 6 0—1 1
爆発性雰囲気—第0部：電気機器—一般要件	C 6 0 0 7 9—0
交流アーク溶接電源用電撃防止装置	C 9 3 1 1
熱及び火炎に対する防護服—防護服の選択, 管理及び使用上の一般的事項	T 8 0 0 6
熱及び火炎に対する防護服—放射熱暴露による防護服材料の性能評価	T 8 0 2 0
熱及び火炎に対する防護服—火炎暴露時の熱伝達指数測定方法	T 8 0 2 1
防護服—熱と炎からの防護—火炎伝ば性試験方法	T 8 0 2 2
熱防護服及び装備品—熱風循環炉を使用する対流耐熱性試験方法	T 8 0 2 3
化学防護服—防護服材料の加圧下における耐液体浸透性試験	T 8 0 3 1
防護服—機械的特性—材料の突刺及び動的引裂に対する抵抗性試験方法	T 8 0 5 0
防護服—機械的特性—突刺抵抗性試験方法	T 8 0 5 1

防護服—機械的特性—鋭利物に対する切創抵抗 性試験方法	T 8 0 5 2
感染性物質に対する防護服—フェースマスク— 人工血液に対する耐浸透性試験方法（一定量，水 平噴出法）	T 8 0 6 2
静電気帯電防止靴	T 8 1 0 3
化学防護手袋	T 8 1 1 6
化学防護長靴	T 8 1 1 7
防護服—ハンドナイフによる切りきず及び刺し きずを防護するためのエプロン，ズボン及びベス ト	T 8 1 2 0
防護服—ハンドナイフによる切創及び突刺しき ずを防護するための手袋及びアームガード—第 1部：鎖かたびら手袋及びアームガード	T 8 1 2 1 - 1
防護服—ハンドナイフによる切創及び突刺しき ずを防護するための手袋及びアームガード—第 3部：布はく，皮革その他の材料の衝撃切創試験	T 8 1 2 1 - 3
固体粉じんに対する防護服—第1部：浮遊固体粉 じん防護用密閉服（タイプ5化学防護服）の性能 要求事項	T 8 1 2 4 - 1
手持ちチェーンソー使用者のための防護服—第 4部：手袋の試験方法及び要求性能	T 8 1 2 5 - 4
手持ちチェーンソー使用者のための防護服—第 5部：脚半の試験方法及び要求性能	T 8 1 2 5 - 5
手持ちチェーンソー使用者のための防護服—第 6部：上半身防護服の試験方法及び要求性能	T 8 1 2 5 - 6
呼吸用保護具の選択，使用及び保守管理方法	T 8 1 5 0

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年10月26日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年10月26日

厚生労働大臣 塩崎 恭久
経済産業大臣 林 幹雄

記

確認された日本工業規格

土工機械—安全—第7部：グレーダの要求事項	A 8 3 4 0—7
基礎工事機械—安全—第2部：掘削機の要求事項	A 8 5 0 9—2
路面清掃機械の安全要求事項	A 8 5 1 0
除雪機械の安全要求事項	A 8 5 1 1
トラックミキサの安全要求事項	A 8 6 1 4
鋳鉄ボイラー構造	B 8 2 0 3
圧力容器の構造—一般事項	B 8 2 6 5
サドル支持の横置圧力容器	B 8 2 7 8
圧力容器のジャケット	B 8 2 7 9
非円形胴の圧力容器	B 8 2 8 0
圧力容器の急速開閉ふた装置	B 8 2 8 4
圧力容器の溶接施工方法の確認試験	B 8 2 8 5
クレーン—ワイヤロープの選定—第1部：一般	B 8 8 3 5—1
機械類の安全性—機械類への常設接近手段—第1部：高低差のある2か所間の固定された昇降設備の選択	B 9 7 1 3—1
機械類の安全性—機械類への常設接近手段—第2部：作業用プラットフォーム及び通路	B 9 7 1 3—2
機械類の安全性—機械類への常設接近手段—第3部：階段、段ばしご及び防護さく(柵)	B 9 7 1 3—3
機械類の安全性—機械類への常設接近手段—第4部：固定はしご	B 9 7 1 3—4
機械類の安全性—圧力検知保護装置—第1部：圧力検知マット及び圧力検知フロアの設計及び試験のための一般原則	B 9 7 1 7—1
機械類の安全性—機械の電気装置—第11部：交流1 0 0 0 V又は直流1 5 0 0 Vを超え3 6 k V以下の高電圧装置に対する要求事項	B 9 9 6 0—1 1
爆発性雰囲気—第0部：電気機器—一般要件	C 6 0 0 7 9—0
交流アーク溶接電源用電撃防止装置	C 9 3 1 1

熱及び火炎に対する防護服－防護服の選択, 管理及び使用上の一般的事項	T 8 0 0 6
熱及び火炎に対する防護服－放射熱暴露による防護服材料の性能評価	T 8 0 2 0
熱及び火炎に対する防護服－火炎暴露時の熱伝達指数測定方法	T 8 0 2 1
防護服－熱と炎からの防護－火炎伝ば性試験方法	T 8 0 2 2
熱防護服及び装備品－熱風循環炉を使用する対流耐熱性試験方法	T 8 0 2 3
化学防護服－防護服材料の加圧下における耐液体浸透性試験	T 8 0 3 1
防護服－機械的特性－材料の突刺及び動的引裂に対する抵抗性試験方法	T 8 0 5 0
防護服－機械的特性－突刺抵抗性試験方法	T 8 0 5 1
防護服－機械的特性－鋭利物に対する切創抵抗性試験方法	T 8 0 5 2
感染性物質に対する防護服－フェースマスク－人工血液に対する耐浸透性試験方法（一定量, 水平噴出法）	T 8 0 6 2
静電気帯電防止靴	T 8 1 0 3
化学防護手袋	T 8 1 1 6
化学防護長靴	T 8 1 1 7
防護服－ハンドナイフによる切りきざし及び刺しきざしを防護するためのエプロン, ズボン及びベスト	T 8 1 2 0
防護服－ハンドナイフによる切創及び突刺しきざしを防護するための手袋及びアームガード－第1部：鎖かたびら手袋及びアームガード	T 8 1 2 1－1
防護服－ハンドナイフによる切創及び突刺しきざしを防護するための手袋及びアームガード－第3部：布はく, 皮革その他の材料の衝撃切創試験	T 8 1 2 1－3
固体粉じんに対する防護服－第1部：浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ5化学防護服）の性能要求事項	T 8 1 2 4－1
手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第4部：手袋の試験方法及び要求性能	T 8 1 2 5－4
手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第5部：脚半の試験方法及び要求性能	T 8 1 2 5－5
手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第6部：上半身防護服の試験方法及び要求性能	T 8 1 2 5－6
呼吸用保護具の選択, 使用及び保守管理方法	T 8 1 5 0